

高知県オフセット・クレジット認証運営委員会 御中
 (事務局:高知県オフセット・クレジット認証センター)

平成25年10月8日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名				
高知県中土佐町四万十黒潮の森間伐推進プロジェクト				
【依頼者】 プロジェクト代表事業者				
事業者名(フリガナ)	中土佐町(ナカトサチヨウ)			
住所	〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼 6602-2			
代表者氏名	池田 洋光	代表者役職		町長
担当者氏名	植田 恭平	担当者 所属部署・役職		農林課 主事
担当者 E-mail	kyohei_ueta@town.nakatoso.lg.jp	担当者電話番号	0889-57-2022	
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者				
プロジェクト事業者名	須崎地区森林組合			
プロジェクト参加者名	一般社団法人 more trees			
高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)取得予定者				
事業者名(フリガナ)	中土佐町(ナカトサチヨウ)			
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。			
妥当性確認・検証機関				
妥当性確認機関名	高知県 J-VER 制度森林吸収プロジェクトバリデーションチーム			
検証機関名	SGS ジャパン株式会社			

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	KO_ 0003
プロジェクト登録日	平成22年7月5日
プロジェクト概要※1	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】 本プロジェクトの実施により、採算性の低い中土佐町内の森林の整備を加速化させることで、CO₂の吸収量を増大させることを目的とし、また、CO₂吸収量を金銭価値化することで、森林所有者のコスト負担を低減し、間伐を促進します。 あわせて、計画的に間伐を進めることで、安定した就労の場を確保し、林業従事者の雇用の安定化を図ることで、林業の担い手の確保、育成に努めます。</p> <p>【適格性基準との整合性】 本プロジェクトの対象地はすべて森林施業計画の認定を受けていることから森林法第5条に定める森林です。 当プロジェクト対象地の含まれる森林施業計画認定森林は、環境先進企業との協働の森づくり事業の富士通グループの協定森林が含まれます。富士通グループは、高知県 CO₂ 吸収認証制度の発行を希望しているため、森林施業計画単位での申請はできません。 なお、当プロジェクト対象地において、プロジェクト代表事業者が所有、または管理する土地以外の箇所も含め、クレジット発行対象期間内に当該森林の転用、主伐は計画されていません。また、プロジェクト代表事業者が所有する森林以外の箇所については、森林所有者と須崎地区森林組合との間で結ばれた契約書によって、永続性が担保されています。 さらに、当該プロジェクトは、2007年4月1日以降の森林施業計画に基づき施業（間伐）が計画されています。 また、クレジット期間終了後10年間においても適切に施業計画及び経営計画を更新していきます。</p> <p>【法令遵守状況】 当該プロジェクトの対象地の一部は、森林法の保安林に指定されています。施業の際には許認可を得たうえで施業を行っています。</p> <p>【採用技術】 ・使用測定機器 （間伐面積測定） デジタルレーザーコンパス Trupulse360B レーザーテクノロジー社製（アメリカ）平成21年度導入 GPS Pathfinder Pro XT Trimble 社製（アメリカ） 平成21年度導入（2台所有のうち1台をJ-VER用に使用）</p>

※1 プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

	<p>(樹高測定) デジタルレーザーコンパス Trupulse360B レーザーテクノロジー社製(アメリカ)平成21年度導入</p> <p>(胸高直径測定) 直径巻尺</p> <p>【モニタリング方法】 モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用) Ver. 4.2により、GPS測定器、レーザーコンパス、高知県民有林収穫表等を用い、森林面積、樹高、成長量を測定した。</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】 モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用) Ver. 4.2に準拠している。</p> <p>【モニタリング体制】 モニタリング実施責任者から提出されたデータについて、プロジェクト事業者の森林吸収量算定者においてデータ確認しモニタリング報告書を作成、森林吸収量算定確認者によりモニタリング報告書、データ入力の確認、森林吸収量算定承認者によりモニタリング報告書の承認を行い、最終的に森林吸収量算定責任者に報告された。また、森林吸収量算定承認者から内部監査者にモニタリング報告の提出がなされ、内部監査を実施、森林吸収量算定責任者に報告された。</p> <p>【QA / QC 体制】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 森林管理方法 プロジェクト実施地にかかる森林施業計画の認定を受けた者は、森林施業(間伐)のつど森林の状況を調査のうえプロジェクト代表事業者に報告する。ただし、主伐、災害等で森林の永続性が失われたことを確認した場合は、速やかにプロジェクト代表事業者に報告する。 2. 施業効率の改善 <ol style="list-style-type: none"> (1) プロジェクト事業者は、高知県や高知県林業労働力確保支援センター等が主催する研修会に積極的に参加し、施業効率の向上を図る。 (2) プロジェクト事業者は、林材業労働災害防止協会高知県支部等が主催する労働安全衛生に関する講習会へ定期的に参加する。 3. モニタリングに使用する機器の品質管理 プロジェクト事業者は、モニタリングに使用する機器の取り扱い説明書に定められた手順に従いモニタリングを実施するものとする。取扱説明書において定められたキャリブレーションを実施した場合は、その記録を残すものとする。 4. 担当者に対する教育・訓練の実施 プロジェクト代表事業者の担当者は、制度の内容を習得、確認するため、1年に1回の教育訓練を実施し教育記録を書面で保管する。 5. プロジェクト事業者に対するモニタリング研修の実施
--	--

	<p>プロジェクト代表事業者は、モニタリングを実施するプロジェクト事業者に対しモニタリング研修を1年に1回実施し、モニタリング精度保持を図る。</p> <p>6. 新規雇用者の教育 プロジェクト事業者は、プロジェクトを実施するために必要な技術や資格等を取得するため、高知県林業労働力確保支援センター等が主催する研修会等に、雇用者を積極的に参加させるものとする。また、職場内においても研修を実施し、安全で魅力ある職場づくりを目指すものとする。</p> <p>7. データ・記録の保管・管理 モニタリング調査野帳等原始記録及びその他記録類については、プロジェクト代表事業者の担当者が保管・管理するものとする。</p> <p>8. データの確認 測定データ・算定結果の第三者チェックについては、別途モニタリング体制図によって管理する。確認記録については、書面で記録を文書化し管理する。第三者チェックがおこなわれているデータの範囲は、面積、地位を決定するために必要な樹高 測定データ、及び平均樹高から地位級を決定するための高知県民有林収穫表との照合、吸収量算定の際の入力部分、計算式と内容である。サンプリング頻度は決裁時とする。</p> <p>9. 法令遵守 プロジェクト事業者は、以下に定める法令の許可、届出書の写をプロジェクト代表事業者に提出する。プロジェクト事業者は、保安林内における作業許可（作業道開設、土地形質の変更）については、作業を行う14日前までに須崎林業事務所長に許可申請を行う。 (その他特筆すべき事項) なし。</p>
<p>モニタリング結果概要 ※2</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。</p> <p>(その他特筆すべき事項) 地位級のモニタリングプロットは、モニタリングガイドラインに沿って NO. 1 から NO. 19 まで 19 箇所を選定しています。 対象森林では、谷筋にスギ、それ以外の箇所にはヒノキを植栽してあるため、樹種界が小規模で複雑な形状となっています。このため、地形や林相が類似している箇所において必要に応じてグループ化を行っています。</p>

※2 モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

適用モニタリング方法 ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) Ver.4.2						
適用方法論	方法論番号	R001 Ver.6.3					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					
モニタリング結果							
モニタリング期間	2010年 12月 1日～ 2013年 3月 31日						
モニタリング対象面積	130.41ha						
吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2			265.77	1028.11	1005.86	2299.74
認証依頼吸収量	2299t-CO2 ※3						

※3 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： <u>中土佐町</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度実施要綱 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名： <u>高知県協働の森 CO2 吸収認証制度</u></p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由： <u>萩中森の工場団地の一部は、高知県の環境先進企業との協働の森づくり事業における協定森林であり2008年度に間伐を実施した森林について、2008年度及び2009年度分の高知県 CO2 吸収証書が1回発行されています。このことから、2008年度に間伐を実施した森林については、2010年度以降をクレジット発行対象としダブルカウントを回避します。なお、高知県 CO2 吸収証書発行対象企業である中間有限責任法人モア・トゥリーズから 2010 年度以降の吸収証書発行申請を行わないことを文書で確認しています。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>また、町有林東平山団地の一部は、富士通グループとの高知県の環境先進企業との協働の森づくり事業における協定森林であり2008年度及び2009年度分の高知県 CO2 吸収証書が発行されています。今後も高知県 CO2 吸収証書の発行を希望していることからこのことから、協定森林を対象森林から除外することにより、ダブルカウントを回避します。</u></p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度利用約款及び森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値が高知県オフセットクレジット(高知県 J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ
ホームページ URL: _____

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
制度名: _____

その他
具体的に: _____

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）

事業者名			印
住所			
代表者氏名	代表者役職		
担当者氏名	担当者 所属部署・役職		
担当者 E-mail	担当者電話番号		

備考欄